

富良野市介護スポットワーク活用支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富良野市介護スポットワーク活用支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この助成金は、人材不足が課題となっている市内の介護事業所に対し、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービス（以下「スポットワークサービス」という。）の利用料を助成することで、介護事業所と求職者のマッチングを支援するとともに、雇用機会の創出や職場定着につなげ、継続的な雇用への促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、以下の全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 市内において、介護保険法に基づく指定を受け、同法第8条第1項の居宅サービス（居宅療養管理指導を除く。）、第14項の地域密着型サービスを行う事業所、第24項の居宅介護支援を行う事業所、第25項の介護保険施設を運営する事業所又は法第8条の2第1項の介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導を除く。）若しくは第12項の地域密着型予防サービスを行う事業所を有していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団法人等）から助成金又は補助金を受けおらず、かつ今後受ける予定もないこと。
- (4) 富良野市暴力団排除条例（平成26年条例第28号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び暴力団員、並びに暴力団関係事業者でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、求人にあたり、スポットワークサービスを利用し、短期雇用が成立したことへの対価として、当該年度内に支払ったサービス利用料とし、消費税額及び地方消費税額、並びに振込手数料は当該利用料から除くものとする。

(助成率及び助成金額)

第5条 助成率は、助成対象経費の10分の10とし、1事業者当たり10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度内に、富良野市介護スポットワーク活用支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる全ての書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、本助成金における交付申請は、1法人当たり1回限りとする。

- (1) 助成対象経費明細書（様式第2号）
- (2) サービス提供事業者へ利用料を支払ったことが証明できる書類
- (3) サービス提供事業者を支払った利用料の内訳が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書等を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、規則第4条第1項に規定する市費補助金交付指令書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定金額の変更）

第8条 前条の交付決定を受けた者が、交付決定金額の変更をしようとする場合、規則第4条第2項に規定する市費補助金変更交付申請書（別記第3号様式）ならびにその他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 市長は、前項に基づく申請書等の提出を受けた場合、その内容を審査し、適正と認めたときは、市費補助金交付指令更正書（別記第4号様式）により更正し、申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者が、第7条又は前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、交付決定の通知を受理した日から起算して14日以内に助成金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する取下げがあったときは、取り下げた申請に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

（助成金の交付）

第10条 第7条の規定により助成金の決定をされた者は、請求書（様式第3号）に振込先の口座情報等を確認できる書類を付して市長へ提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受理したときは、遅滞なく助成金を交付する。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、申請者が本助成金交付決定内容、又はこれに付した条件に相違していると認められるときは、本助成金の交付の全部、又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、対象事業について交付すべき助成金額の交付があった後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、すみやかに申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付した助成金の

返還を命じることができる。ただし、企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(1) 前条の規定により交付決定を取り消された場合

(2) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月20日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

富良野市介護スポットワーク活用支援事業助成金交付申請書

年 月 日

富良野市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

⑩

富良野市介護スポットワーク活用支援事業助成金の交付を受けたいので、富良野市介護スポットワーク活用支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。あわせて、本助成金の申請にあたり、以下のことについて誓約・同意します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 補助対象経費明細書（様式第2号）
- (2) サービス提供事業者へ利用料を支払ったことが証明できる書類
- (3) サービス提供事業者へ支払った利用料の内訳が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 誓約・同意事項（以下項目を確認のうえ を入れて提出してください）

- 本助成事業要綱の記載内容を理解のうえ、その内容を遵守するとともに、申請内容（添付書類含む）に虚偽の記載がないことを誓約します。また、わたしが誓約に背き、虚偽の申請等をした場合は、助成金の交付決定を取り消されてもかまいません。
- 市税の課税及び納付状況を市長が調査、確認することに同意します。

【申請事務担当者連絡先】

担当者名		電話番号	
事業所名		書類送付先住所	

助成対象経費明細書

申請者 住所
 名称
 代表者

（単位：円）

	支払日	年齢	性別	居住地	サービス提供事業者 への支払総額 (税込)	うち利用料 (税抜き)
1				市内・市外		
2				市内・市外		
3				市内・市外		
4				市内・市外		
5				市内・市外		
6				市内・市外		
7				市内・市外		
8				市内・市外		
9				市内・市外		
10				市内・市外		
11				市内・市外		
12				市内・市外		
13				市内・市外		
14				市内・市外		
15				市内・市外		
16				市内・市外		
17				市内・市外		
18				市内・市外		
19				市内・市外		
20				市内・市外		
合計						

※交付申請額は「うち利用料（税抜き）」の合計額で補助上限額以内となります。

※行が足りない場合は、必要に応じて適宜行を追加してください。

請 求 書

年 月 日

富良野市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者

印

年 月 日付け富良野市指令第 号で交付決定通知のあった富良野市介護スポットワーク活用支援事業助成金について、富良野市介護スポットワーク活用支援事業助成金交付要綱第10条に基づき交付を受けたく、関係書類を添えて請求します。

1 助成金交付決定額 金 _____ 円

2 助成金の振込口座情報

振込指定金融機関名	支店名	預金種目・口座番号
	本店	普通
	支店	当座

口座名義	フリガナ